

## 会 議 録

1 会議の名称 令和4年度第2回文化財保護審議会

2 開催日時 令和5年1月17日（火）午後1時30分～午後4時

3 開催場所 熊取交流センター（煉瓦館） コットンホール

4 議 題 案件1 熊取町指定文化財の指定について（答申）  
案件2 その他

5 公開・非公開の別 公開

6 傍聴者数 0人

7 審議会等の概要

案件1 熊取町指定文化財の指定について（答申）

事務局より、諮問した3件の内、太政官高札については情報不足等により取り下げた経過を説明し、2件の候補物件についての資料の説明を行った。

(1)熊取村志関係資料

（事務局）第1回審議会での指摘事項の対応について説明

- ・刊本が「熊取村志」のため、名称に「旧」は付けない。また「志」の文字は、一般名詞として使用する場合は「誌」の文字を使用する。
- ・資料掲載順は、成果物である「熊取郷土調査 基本編」を最初とし、次に「郷土調査資料」、「熊取村志原稿」の順とする。
- ・決算書は「附」としない。

（委員）学校が作った村誌と役場側が作った村誌があり、熊取村誌は学校側が作ったので貴重。

（委員）ガラス乾板が入っていないが、これは必要ではないか。保存については奈良文化財研究所に問い合わせをするとよい。「142点の当時の写真が附されていて貴重である。」と調書に記載する。

（委員）ガラス乾板のデジタル化が急務である。

（委員）ガラス乾板を追加することとし、調書へは3冊の一番下に記載するか、熊取郷土調査基本編の下に「熊取郷土調査基本編掲載写真のガラス乾板」と記す。

（委員）村誌編纂の経緯を流れをもう少し記載してはどうか。

(2)旧熊取村道路元標

（事務局）第1回審議会の委員の指摘事項への対応について説明

- ・指定区分は史跡とする。

- ・立地場所で交差する道路名を加筆した。
- ・道路元標が動いていないことをほぼ確認できたため、その旨と地番を表記している。
- ・員数呼称を「1基」とした。また、「柱」を「標識」と改めた。
- ・府庁から熊取までの距離については、『熊取郷土調査 基本編』を引用して加筆した。
- ・結語で大阪府内の道路元標の状況について加筆した。
- ・その他、写真キャプションの変更と写真の掲載位置を変更した。

(委員) 熊取町周辺の所在状況として、大阪市のものも掲載すべきではないか。

(委員) 物ではなく、史跡なので場所が重要。動かされていないか確認が重要。

(委員) 設置されている道路について、旧〇〇街道などの情報もあればよい。また大阪府庁までの距離について、旧庁舎か現庁舎かわかるように所在地を記載すべきである。

その他特に意見なく、全会一致にて2件の文化財について「熊取町指定文化財に指定することが適当」との結論に至り、会長から教育長へ答申書が提出された。

## 案件2 その他

- (1) 重要文化財降井家書院の障壁画修復工事の完了についての報告
- (2) 住吉川に設置予定の調節池工事についての状況説明

8 審議会の情報	名 称	文化財保護審議会
	根拠法令等	文化財保護審議会条例
	設置期間	平成6年3月31日
	所掌事項	熊取町教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について、調査審議し、これらの事項について教育委員会に建議する。
	委員数	8人

9 担 当 課 教育委員会事務局 生涯学習推進課